

# スポーツ健康科学総合研究所紀要編集規程

(趣旨)

第1条 本規程は、立命館大学スポーツ健康科学総合研究所紀要「スポーツ健康科学総合研究所紀要」の編集及び刊行に関する重要事項を定める。

(刊行の目的)

第2条 スポーツ健康科学総合研究所（以下、「研究所」という）は、研究所の成果ならびに研究所が支援を行った研究課題の成果を発信し、立命館大学（以下、「本学」という）におけるスポーツ・健康・ウェルフェア分野に関連する研究の興隆と発展を目的として紀要「スポーツ健康科学総合研究所紀要」（以下、「紀要」という）を発行する。

(編集・刊行等)

第3条 紀要の原稿募集、編集、刊行は研究所のもとに設置される研究所運営委員会（以下、「運営委員会」という）が行う。

(投稿資格)

第4条 紀要に投稿することができる筆頭執筆者は、以下のとおりとする。

- (1) スポーツ健康科学総合研究所所員（以下、「研究所員」という）
- (2) 研究所員による研究指導を受けた立命館学園の在学生、卒業生、修了生  
ただし、共著者に研究所員が含まれること
- (3) 研究所員と共同で研究を行う研究所所属以外の研究者  
ただし、共著者に研究所員が含まれること
- (4) 上記以外で、運営委員会より寄稿を依頼または承認された者

(掲載内容)

第5条 原稿の種類は以下のとおりとする。ただし、いずれも研究所の研究活動に関連した内容のものとし、初出の日本語または英語のものに限る。

- (1) 論文
- (2) 研究レポート（研究室の研究紹介、国際学会で発表したポスターとその概要など）
- (3) ブックレポート
- (4) 講演記録（研究所が主催・後援するシンポジウム）
- (5) その他運営委員会が依頼または承認したもの

第6条 紀要は、1年1巻発行することを原則とし研究所ホームページ等への掲載と紙面印刷（冊子）をもって発行とする。

第7条 紀要に投稿する原稿については、運営委員会が別に定める「スポーツ健康科学総合研究所紀要執筆要領」によるものとする。

(原稿の受理)

第8条 投稿原稿の受理は、本規程ならびに執筆要領に従って判定する。

2 内容が第5条の掲載内容に合致しないもの、体裁が執筆要領に指定された書式から著しく逸脱したものは、運営委員会にて審議の上、原稿を受理せず、発表、登載をしない場合がある。

(研究倫理・著作権)

第9条 紀要に投稿することができる論文は、研究上の一般的な倫理および研究主題に関連した倫理を遵守したものに限る。

第10条 著者は、個人情報保護への配慮等に十分注意して投稿原稿を作成しなければならない。剽窃はもとより、日本語または外国語による他の著作物から当該の言語のまま引用あるいは他の言語に翻訳して引用する場合であっても、第三者の著作権が侵害されることのないよう、最大限留意しなければならない。

第11条 著者は、研究所が著作物を複製し、公衆送信することを許諾する。

第12条 掲載にあたり、著者は第9条、第10条および第11条に関する所定の誓約・承諾書を提出しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、紀要の編集に関する必要な事項は、運営委員会が定める。

付則

1. 本規程の改廃は、運営委員会が行う。
2. 本規程は、2023年7月28日に施行し、紀要第1号（創刊号）から適用する。